件 名	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
主 管 課	私学文書課(人事課、職員厚生室、行革分権課、税務課、広報広聴課、義務教育課)
根拠法令等 行政不服審査法(平成26年法律第68号・平成28年4月1日施行) 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号・平成28年4月1日施行)	

【改正の概要】

行政不服審査法が全部改正されることに伴い、関係条例の整備を行う。

1 改正内容

① 審理員又は愛媛県行政不服審査会に提出される書類の写し等の交付手数料の新設

• 対象書類

審理員に提出される証拠書類等 愛媛県行政不服審査会に提出される主張書面・資料

・手数料の額(政令準拠)

<u>白黒</u>で複写又は出力した場合 用紙1枚につき<u>10円</u> カラーで複写又は出力した場合 用紙1枚につき<u>20円</u>

② 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく処分について審理員を指名しないこととする 改正

- ・情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく処分等に係る審査請求については、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受け実質的な審理を行うため、これらの条例に審理員を指名しないこととする規定を追加する。
- ③ 行政不服審査法の法律番号及び条ずれの規定整備・用語の整理
 - ・法律番号 「昭和37年法律第160号」→「平成26年法律第68号」
 - 「不服申立て」→「審査請求」 「不服申立人」→「審査請求人」 「裁決又は決定」→「裁決」 等

2 改正条例

	条 例 名	改正内容
1	愛媛県手数料条例	1
2	愛媛県情報公開条例、愛媛県個人情報保護条例	2.3
3	愛媛県県税賦課徴収条例、職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、愛媛県職員退職手当条例、愛媛県行政手続条例、愛媛県人事行政の 運営等の状況の公表に関する条例	3

施 行 日 中成28年4月1日

【その他参考事項】

改正行政不服審査法の概要

①不服申立構造の見直し

不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化

②公正性の向上

ア 審理員制度の導入

原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰

イ 行政不服審査会等への諮問手続の新設 審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック

③使いやすさの向上

- ア 審査請求期間を3か月に延長(現行60日)
- イ 迅速性の確保等

標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化等